

2024 年 6 月 5 日

東京大学大学院医学系研究科 生物統計学教室 特任助教
牧戸 香詠子

日本および海外における医療データベースの整備状況

厚生労働省は、NDB（匿名医療保険等関連情報データベース）をはじめとする公的医療データベースの第三者提供を行っているが、令和 6 年度に新たに、NDB 等と匿名感染症関連情報データベース、匿名指定難病・匿名小児慢性特定疾病関連情報データベースおよび次世代法認定事業者のデータベースが連結が可能となり、提供されるデータが拡大しつつある。一方で、NDB データの提供に関して、利用申請から提供までの期間が平均 390 日ほど要していることから、令和 5 年 6 月の規制改革実施計画にて、提供体制の抜本的な見直しが求められた。その中で、令和 5 年度厚生労働科学研究「NDB の迅速提供に向けたスキーム再構築に資する研究」にて、NDB 利活用促進に関する検討が進められた。この研究の一環で、海外（台湾・韓国・フィンランド）の医療情報の利活用状況を調査した。台湾では、医療保険請求に基づく研究用データベースとして 2002 年に National Health Insurance Research Database (NHIRD) が整備され、研究者等に提供している。韓国においても、保健福祉部の監督下にある National Health Insurance Service (NHIS：単一公的医療保険)、Health Insurance Review Agency (HIRA：審査機関)それぞれが日本・台湾と同様に医療保険請求に基づくデータを収集している。一方、フィンランドでは、1964 年に医療保険制度とともに個人識別番号が導入され、すべての国民と永住権保持者が個人識別番号を取得した。また、プライバシーの保護を前提に複数のレジストリの収集を可能とする法案が成立、医療従事者等は複数のレジストリに登録する権利およびデータを提供する義務が課せられた。台湾では当該データを利用している高雄医学大学、国立成功大学、国立台湾大学に所属する研究者 3 グループ、韓国では NHIS、HIRA、フィンランドではレジストリの管理の一旦を担うフィンランド健康福祉研究所 (THL) にヒアリングを行った。これら各国および厚生労働省が提供する医療データベースの整備状況の現状についてまとめて報告する。

文献

1. Hsieh CY, Su CC, Shao SC, et al. Taiwan's National Health Insurance Research Database: past and future. Clin Epidemiol. 2019;11:349-358.
2. Mika Gissler, Jari Haukka Finnish health and social welfare registers in epidemiological research Norsk Epidemiologi 2004; 14 (1): 113-120
3. Kim MK, Han K, Lee SH. Current Trends of Big Data Research Using the Korean National Health Information Database. Diabetes Metab J. 2022;46(4):552-563.